

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東大和市向原四丁目29番地の9

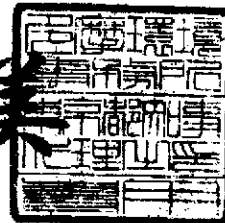
氏名 株式会社フジ・トレーディング
代表取締役 大羽 敬子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

東京都知事代理
副知事

安藤 立美



許可の年月日 平成27年 3月24日

許可の有効年月日 平成34年 3月23日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
 - ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
 - ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
 - ④ 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃水銀等
 - イ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）
- (3) 積替え保管できる特別産業廃棄物の種類
 - ① 廃酸（pH2.0以下のもの）（廃酸バッテリーに限る）
 - ② 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）（廃アルカリバッテリーに限る）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面）

- (1) 東京都東大和市向原四丁目29番地の9

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時までとする。
- (2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ラ行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本部の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成16年 6月16日 新規許可
 平成27年 3月24日 更新許可 第3回
 平成28年 7月 8日 変更許可 種類の追加（特定有害産業廃棄物（廃水銀等））

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第13-67-068512号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二トリクロロエタン	一・一トリクロロエチレン	シス-一・二トリクロロエチレン	トリス(一・一トリクロロエチル)メタン	二トリクロロエタン	ジクロロプロペン	トリクロロプロペン	トリクロロエタン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
燃え殻		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥		-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃油		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃酸		-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ		-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯さい		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

施設詳細

住所：東京都東大和市向原四丁目29番地の9
 施設面積：229㎡ 最大保管高さ：1.5m

特別管理産業廃棄物の種類	保管量
廃酸 (pH 2.0以下のもの) (廃酸バッテリーに限る。)	コンテナ：2.16㎡
廃アルカリ (pH 12.5以上のもの) (廃アルカリバッテリーに限る。)	コンテナ：0.72㎡
	保管量合計：2.88㎡

(以下余白)